

閱覽用

令和2年 第6回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年6月4日
神崎市農業委員会

令和2年第6回神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月4日(木) 午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

傍聴者 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	欠
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	欠

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

5番 八谷 敏委員 6番 中原和之委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 19件

議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査について 1件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

農政農地係 主事 藤原 碧

【農政水産課職員】

農政水産課 主事 川端晃博

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日はご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、総会の開催にあたり、会場の換気と出席者の席間隔の確保、また、長時間の集まりを控えるため、議案書の事前送付などに取り組んでおります。円滑な議事の進行について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第6回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、あらためておはようございます。私事ですが、ちょっと入院中ということで、この前の現地確認には行けなかったことは、皆さんにお詫びいたします。

これから麦刈りが終わって田植えと忙しい中に、皆さんご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

それでは、只今から、令和2年 第6回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は11名です。

3番 城野委員及び13番 吉浦副会長より、欠席のご連絡を受けております。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、5番 八谷委員と6番 中原委員を指名します。 よろしくお願ひします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 19件

議案第4号 農振除外申請に伴う事前審査について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 7件

以上、4議案の28件と、1報告の7件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。 受付番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

それでは、受付番号1番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番の田1筆528㎡です。 転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、使用貸借による権利の設定で、農振除外は令和2年6月初旬に決定予定であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものとなります。

位置図などは2ページ目と3ページ目に添付しております。

その他、申請に必要な書類として土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでおりまして、周囲に支障が無いよう計画されております。

また、併せて隣接する3492番の田1筆101㎡について、田から畑への形状変更の申請がなされております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見をお願いいたします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区であります。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、5月10日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されております。地区の同意もありますので問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。はい、12番真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員

12番の真島です。〇〇にする農地の隣接地を畑で活用するってことですが、位置図はあつけど字図が無かけん、隣接地の分かるごと字図ば付けてもらいたかと思えます。以上です。

事務局

2ページに添付の位置図にて図示しているところがありますけれど、申請地の南側に細い三角形のような土地を表示していますけれど、そこが田を畑として活用されるところです。次の3ページの土地利用計画図を見ていただくと、3492の畑と表示されているところがそれに当たります。

議 長

はい、末吉副会長から何かありますか。

2番 末吉副会長

末吉です。ここは私も現地確認しましたが、申請地に隣接して地番があり、既に畑のように使っていました。2つとも一体的に使ってあったので、元々田やろうばってん畑としてね。そいで、〇〇と畑と分けて使わなくてもいいんじゃないかと思ったんですが、このように、こっちの田は形状変更して畑で使いなっていることでしたんで、ちゃんと現地は境界も水路とかも復元して、杭の打ってあったですもんね。

議長

お話しありがとうございます。真島さん、よかですかね。

12番 真島委員

はい、わかりました。ですから、これ付いとつとはあくまで計画図やけん、やっぱい字図をですね別に付けてもらわんと。既に隣接地とかそういったことは農振除外の事前審査で協議されたと思うばってんが、こいは別に字図ば付けてもらってった方が良くと思うんですけど。こいはあくまで計画図やけん字図じゃなかもん…、ということで事務局にはお手数かくっばってん検討していただきたいと思います。以上です。

議長

よろしいですかね事務局。真島さんよろしいですかね。
他にありませんか。はい、森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番の森田ですけど、2ページの位置図では、申請地は周辺農地とつながってとつとですか？ そいともここば分割して、これだけの面積を使う、そうなとつとですか？ 図面だけない結構広かでしょうが、そして申請地はその中の一部ってということですか、それとも…

議長

はい、中原委員から何かありますか。

6番 中原委員

地元委員よりよかですか。ここは、現地は申請地の東側に沿って溝の、水路の通ってつとつとですね、その周辺の農地とは、この2地番だけ離れとつとです。

9番 森田委員

そうですか。違うとですか。

6番 中原委員

ここはこいしかなかです。2つだけです。そいと位置図には無かですけどここは水路のあつて周りば囲うとつとです。位置図は水路の無かけん、なん

か一帯となつとつごたつですけど。

9番 森田委員

そしたら、そこは離れとつとですね。

6番 中原委員

そうです。ここは現状は2地番で一つの田んかになつとつとですが、既に畑にしちゃつとですね。そいで〇〇には2筆ではちょっと多いので、1筆が〇〇で、もう1筆は一緒に高めて畑で管理すつてですもんね。ほんなごてない全部〇〇にしてもよかやなかかと思うんですがね、〇〇に必要なかとは、あんまい広がつていうことですかね。

9番 森田委員

はい、わかりました。

議 長

よろしいですか。 中原委員さん説明ありがとうございました。 他にはございませんか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よつて本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番から7番を一括して審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に一括して説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番から7番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。

申請地の位置図を7ページから13ページに添付しています。

これらの申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たして、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
はい、真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員

前はちょっとですが、久しぶりに3条審議すごたっですけど、年齢は書きよったきやん？ あの、譲渡人、譲受人の年齢は前から書きよったきやん？

事務局

はい、ずっと前から書いていました。

12番 真島委員

こい、理由はなんきやん？ 農業の可能、可能じゃないとかそういうことかな？ 年齢まで必要かなって思うて。

(しばらく委員同士で意見交換などあり)

議 長

いや、ちょっと、今は変わってきてますよね。定年してから農業を始められるから70歳を越えた人でも農業に取り組んでくださいって、国の方針も変わってきたですよ。

12番 真島委員

いや、年齢ば載すっないさい、その根拠をさい、持っとかんとさい、年関係なかるうもんて言うもんの出てくっ可能性のあっけんさい、私は根拠の要っと思う。なし年関係あっかいて言われたときね。

議 長

はい、田淵委員さんどうぞ。

11番 田淵委員

この3条申請のときにさい、今現在何件ぐらいがさい、公社を通しよんしゃっつとですか？ ここにあがっつととは1件でん通っつとらんとですか？

事務局

これは3条申請で、公社のは農地のあっせんで別になります。

1 1 番 田淵委員

ああ、そいはまた別ね。

1 2 番 真島委員

3条は、そいは個人でっていうことやろ。 個人で話し合っただけで決めるってことでしょ。

事務局

はい、3条はお互いの決まりごとで申請されています。

議 長

それは相対で、話し合っただけで出しているんですよ。 公社はあつせんですね。それは、いろいろあつてですね。 こいは…。

1 2 番 真島委員

せつくない、そいはあつせんを出して税金対策？かなりなつけんがなあつて思っけんですね。 どんだけ税金のかかるかはわからんばつてんが、なんか結構さ面積の広かとのあつけんが相当の金額になって、そりゃあ大変じゃなからるか。 あつせんば通さないばさい、そいは神埼市の実績にもなるうし。

議 長

ところがですね、相対取引すつとはですね、その考え方があつてですね。

1 2 番 真島委員

ああ、そりゃあ理由のあつてですね…。

議 長

管理機構を通しよつき、例えば売買のときでんなんてんさい、今度うちが、神埼市が基準単価ば決めたやんね。 実績とか平均とかで。 そしたら基準単価を譲れんごとなつちやんね。 神埼市のあれはこれが基準額で、それに圃場条件でプラス・マイナスしますよって今回決めたやんね。 そいぎ、実質は基準単価はいくらってしとつてもさい、実際の金のやりとりはそいじゃなくて、もっと下がったところで動きよいなつちやんね。 それけんなかなか上ば通しにつかってことのあるんですよ。

1 2 番 真島委員

いろいろあつてですね。

議 長

そう、実際この額ではなかなか取引しよらんもん、お話聞いても。

あつせんは、本当に優良農地を担い手に集約すつて役目のあつけんがですね、まずこの前の金額で決めたんですよ。 実際はもっと低つかけん、皆さん知っ

といなっでしょうけど……。 そいけんそこの含みのあっけん相対でいくらする、いくらにするっていうことですね……。

12番 真島委員

いやあ、わかりました。 あ、さっき言うた年齢については、私はぴしゃっとしとった方が良く私は思いますので、あの理由をぴしっとね、何のため載せてますよっていうことをね、しとったが良いと思います。 ただ後は事務局に任せます。

議 長

まあ、そうですね。 よろしいですかね真島さん。 では、他にございませんか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号1番から7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。 1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

では最初に、総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表。 神埼町 新規2件、再設定14件、計16件、内訳は田58筆 100,002.75㎡

千代田町 再設定2件、内訳は田4筆 16, 261㎡
脊振町 再設定1件、内訳は田21筆 14, 317㎡、畑1筆 146㎡、
計22筆 14, 463㎡
神崎市 合計19件、内訳は田83筆 130, 580.75㎡、畑1筆 146㎡、計84筆 130, 726.75㎡となっております。
なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。
次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番と2番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書1ページの、神埼町新規1番と2番の申し出について説明します。
左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。
設定する内容は、田10筆 20, 850㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。
(なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

はい、全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書3ページから6ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から14番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町再設定1番から6ページ14番の申し出について説明します。設定する内容は、田48筆 79, 152.75㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議長

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番から14番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、7ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番と2番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書7ページの、千代田町再設定1番と2番の申し出について説明します。設定する内容は、田4筆 16, 261㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(異義なしの声多数あり)

議長

ありがとうございます。それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番と

2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、8ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書を基に説明】

議案書8ページの、脊振町再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田21筆 14, 317㎡、畑1筆 146㎡、計22筆 14, 463㎡となっております。 その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

(異義なしの声多数あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(農政水産課 入室)

(議案第4号 農振除外申請事前審査関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をご覧ください。 議案第4号、農振除外申請に伴う事前審査について議題としますが、本件は、〇〇委員が議事参与の制限を受けますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員の退室を確認)。

議 長

それでは、議案書に基づき、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第4号、議案書を基に説明】

おはようございます。農政水産課の川端と申します。着席して説明させていただきます。

議案第4号、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条、農業振興地域整備計画に係る軽微な変更の規定により、神崎市農振除外申請の軽微な変更に伴う事前審査について説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。千代田町1件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数につきましては記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番、千代田町境原地区の〇〇として、田1筆で面積91㎡となっております。詳細につきましては、添付資料の確認をお願いします。神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。はい、真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員

真島ですけど。あのさい、この資料の位置図見てびっくりしたさい。分かいにつかって、こいない。分かつですか皆さん。こんな位置図じゃなくて、今は業務でも地図の使われるつとでしょ？農業委員会も使いよつけど、あんくらいの地図がよかばってんねえ。がばい見につかってね、これじゃ。

それと建物図はきゃんもいらんよ、はっきりいって。それも〇〇やけんさい。よりも、字図ば付けてほしかさいね。私たちがさい、ここで審議するにはさい、周りの土地がごがんなつととかが分からんばいかんけんが、そいけん字図ば付けてほしかさい。建物図は…あんまい見たつてわからんけんさい。その2点をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

今の真島さんの要望は、こげん大きかとやなし、申請地周辺の部分的な位置図を、字図を拡大してから付けろということですかね？

12番 真島委員

こがんな千代田町いっばいの位置図で示されても、何のことやらわからんでしょうが。周囲がどうなっている、立地っていうのば分からんとですな。

議 長

はいはい。これは農政課の方は、よろしいですかね。

農政水産課

わかりました。次回からは、今言われたとおりの資料、書類の作り方をさせていただきます。

議 長

はい。他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(審査採決)

議 長

議案第4号、農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は原案のとおり承認します。農政水産課の方は、お疲れさまでした。

それでは、〇〇委員の入室を許可します。

(農政水産課 退室)

(〇〇委員の入室、着席を確認)

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。

1ページに記載の受付番号1番から3ページの7番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

議 長

はい、説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

はい、無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和2年 第6回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

9時40分 閉 会